

風致地区条例改正による申請書式変更のお知らせ

平成26年10月1日より、西宮市内すべての風致地区が西宮市条例によるものとなるため、申請書の書式が西宮市条例の書式に変わります。

今回の条例改正は市条例の対象区域の変更のみのため、規制内容は変わりません。

ホームページには、7月に市条例の書式を掲載します。

10月1日以降に申請を予定している場合は、市条例の書式での申請をお願いします。内容変更・住所氏名変更等の届出についても同様をお願いします。

10月1日以前に許可を受け、現地に許可票（様式第7号）を設置済みの場合には、許可票の付け替え等は不要です。

許可申請書を提出する場合

平成26年9月30日までに提出する場合
兵庫県条例の書式をご利用下さい

平成26年10月1日以降に提出する場合
西宮市条例の書式をご利用下さい

各種届出書を提出する場合

平成26年9月30日までに許可を受けた行為

10月1日以降に届出をされる場合は、西宮市条例の書式をご利用下さい
市条例の書式をお持ちで無い場合は、ホームページよりダウンロードのうえご利用下さい。

インターネットがご利用になれない場合等のため、平成27年3月31日までは県条例の書式での届出書の受付を行ないますが、上記期日以降は市条例の書式を入手の上、提出をお願いします。市条例の書式は市役所窓口で配布しています。

平成26年10月1日以降に許可を受けた行為
西宮市条例の書式をご利用下さい